

岩手県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の名称について、次のとおり変更があった。

平成29年5月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

市町村名	施設の名称	
	変更前	変更後
盛岡市	盛岡市土淵児童センター	盛岡市立土淵児童センター
久慈市	久慈市立山根生活改善センター	久慈市山根市民センター
	侍浜地区農村センター	久慈市侍浜市民センター
	久慈市農村環境改善センター	久慈市夏井市民センター
	大川目農村総合センター	久慈市大川目市民センター
	久慈市勤労者家庭支援施設	久慈市長内市民センター
一関市	一関市一関市民センター滝沢分館	一関市滝沢市民センター
	一関市一関市民センター関が丘分館	一関市関が丘市民センター
	一関市一関市民センター真柴分館	一関市真柴市民センター